弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 18
2017



CONTENTS

1．　Topics：士業事務所経営者向け　顧問開拓セミナー　ご案内
2．Column①：【企業法務】会社運営の留意点③
3．Column②：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！⑥
4．Column③：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑥
5．　Notice：セミナーのご案内

１．Topics：士業事務所経営者向け　顧問開拓セミナー　ご案内

このたび、株式会社 船井総合研究所様主催の士業事務所経営者様向け「顧問開拓セミナー」にて、当事務所の代表弁護士・長瀬佑志が第２講座の講師を務めることとなりました。



当セミナーは、「企業法務に今後注力し顧問先を開拓したい」「士業事務所と連携しているが、案件の紹介を受けたことがない」「スポット案件から顧問契約獲得の仕組み化ができていない」「セミナーや勉強会講師の実績がない」といった士業事務所経営者様向けに、顧問開拓の成功事例を交えた充実の内容となっております。

当事務所の代表弁護士・長瀬佑志が講師を務める第２講座では、社会保険労務士様との関係構築、士業顧問やクライアントを顧問にする流れを仕組み化する、その方法について解説いたします。
セミナーの詳しい情報・お問合せにつきましては、下記ＵＲＬよりご覧いただくことができます。

【日時】
２０１７年１１月１８日（土）　１３時～１７時
船井総合研究所　東京本社
【お問合せ】
http://www.samurai271.com/bengoshi/seminar/A00210024505/
セミナー事務職：ミヤザキ
内容についてのお問合せ：スズキ・ヨシトミ・イシグロ

また、当事務所では社会保険労務士様をはじめ、様々な分野の方へ向けたセミナーを定期的に開催しております。詳しくは、本ニュースレターの１０ページ目をご覧ください。

２．Column①：【企業法務】会社運営の留意点③　取締役について

同族会社や中小企業であっても、法人（株式会社）である以上、会社法等の規制を受けることになります。

一方、会社法等の規制は非常に複雑な構成となっています。そして、会社法等の規制の理解を誤れば、会社の適切な運営はおろか、場合によっては経営権すら脅かされる事態になりかねません。

本ニュースレターでは、会社運営・株主対策上の留意点のうち、取締役について解説いたします。会社の機関設計にあたりお悩みの方にとってご参考になれば幸いです。



●　取締役　取引先企業の役員兼務と特別利害関係

【質問】

当社とＹ社との間で、当社の事業活動の根幹をなす工場を譲渡することを検討していますが、Ａは当社の取締役でありつつ、Ｙ社の専務取締役も兼務していることから、本件取引についてＡが当社の取締役会で決議に参加することに問題はないでしょうか？

【回答】

単に代表権のない役員を兼務する場合であれば、Ａは特別利害関係人には該当せずＸ社取締役会で決議に参加することに問題はないとの見解が有力ですが、実務上は、安全策としてＡを除外して決議する場合もあります。

【解説】

１．「特別の利害関係を有する取締役」の解釈

取締役は、特別利害関係を有する場合は取締役会の定足数にも算入されず、議決権行使自体が排除されています（会社法３６９条２項）。取締役が決議について特別利害関係を有する例としては、典型的には以下のものがあります。

①　譲渡制限株式の譲渡承認
②　競業取引・利益相反取引の承認（会社法３６５条１項）
③　会社に対する責任の一部免除（会社法４２６条１項）
④　監査役設置会社以外の会社における会社・取締役間の訴えの会社代表社の選任（会社法３６４条）

２．役員兼務と利益相反取引に係る特別利害関係の有無

利益相反取引や競業取引の承認決議において、取締役会の承認を必要とする取締役、すなわち利益相反取引の当事者等である取締役が特別利害関係人に該当することに異論はありません。

他方、代表取締役を兼務する者がいない会社間の取引について、両者の平取締役を兼務する者の議決権行使を認めてよいかについては見解が分かれています。

この点、兼務先企業において、代表権を有しないものの専務取締役といった要職を占める場合に、純粋に会社の利益のみを考えて決議に参加することが可能か疑問がないわけではないとして、特別利害関係人の範囲を一定程度拡大して解釈する見解もあります。

もっとも、特別利害関係人の規制の趣旨は、前述のとおり事前予防的なものであり、定足数の判断に影響を及ぼすだけでなく、違反時には取締役会決議の効力が否定される場合もあり得ることから、特別利害関係人の範囲については明確な判断が可能なように解釈すべきといえます。

したがって、役員兼務という事実のみをもって、代表権や取引への関与の有無にかかわらず一律に特別利害関係人として扱うことは相当でない、と解されています。

ただし、実務上、法令違反のリスクを回避する観点から、問題となっている取締役を特別利害関係人扱いをしたとしても決議の効力に影響がない場合（具体的には、特別利害関係を有するおそれのある取締役を除外しても定足数要件及び決議要件を具備する場合）は、念のため、当該取締役を広く特別利害関係人に含めて決議することもあります。

３．「重要な業務執行の決定」に係る特別利害関係

利益相反取引について、会社法３６５条に基づく取締役会決議に加えて、「重要な業務執行」として会社法３６２条４項に基づく取締役会決議が必要な場合もあります。

このように、同一の取締役による同一の行為が、利益相反取引にも「重要な業務執行」にも該当する場合、両者の決定における特別利害関係の範囲を区別する明確な根拠がないことから、利益相反取引に係る特別利害関係の範囲に関する議論が同様に妥当します。

したがって、上記２.と同様、役員兼務という事実のみをもって、「重要な業務執行の決定」に係る特別利害関係人として扱うことは相当でないと考えられる一方、実務上は、保守的に当該取締役は特別利害関係人に該当するものとして対応する場合があります。

４．ご相談のケースについて

Ａは、Ｘ社の取締役兼Ｙ社専務取締役ですが、Ｙ社の代表権は有していないことから、基本的にはＸ社・Ｙ社間の取引について、利益相反取引に係る特別利害関係及び「重要な業務執行の決定」に係る特別利害関係を有していないものといえます。ただし、Ａを除いてもＸ社取締役会の定足数・決議要件を満たすのであれば、保守的にＡを除外して決議することもあり得ます。

● 取締役　特別利害関係の有無が不明確な場合の対応

【質問】

当社Ｘ社の平取締役Ａは、重要な取引先Ｙ社の代表取締役を兼務しています。また、当社の取締役Ｂは、Ｙ社の専務取締役も兼務しています。なお、Ｙ社専務取締役にはＹ社代表権はありませんが、Ｂは非常にアグレッシブな性格で、Ｙ社の取締役会にも事実上大きな影響力を有しています。

このたび、当社とＹ社との間で、資本業務提携契約を締結することを検討していますが、当該契約締結に係る取締役会決議について、Ａ・Ｂに特別利害関係があるかもしれないと懸念しています。

もっとも、Ａ・Ｂを二人とも除外すると当社取締役会の定足数を満たさなくなってしまうため、どのように対処したらよいか教えてください。

【回答】

Ａ・Ｂの特別利害関係の有無が不明確な場合、保守的に特別利害関係人に該当する可能性のあるＡ・Ｂを除外した取締役会決議を行うとともに、Ａ・Ｂを参加させて取締役会決議を行うことが考えられます。

【解説】

１．特別利害関係人が参加した決議の効力

特別利害関係を有する取締役については取締役会の定足数にも算入されず、議決権行使自体が排除されています（会社法３６９条２項）が、特別利害関係人が議決権を行使した上で、議長として当該決議について議事を主催した事案について、当該決議は無効とした裁判例があります（東京地裁平成７年９月２０日判時１５７２号、東京高裁平成８年２月８日）。

なお、当該裁判例では、特別利害関係人を除いてなお決議の成立に必要な多数が存する場合、特別利害関係人が議決権を行使したという点のみが瑕疵ならば決議が有効となる余地がある、と判示しています。

このように、特別利害関係人の範囲は明確とはいえず、また、特別利害関係の有無によって取締役会の定足数にも影響します。

そのため、客観的には特別利害関係人に該当しなかったにもかかわらず、保守的に特別利害関係の範囲を広めに解釈し**当該取締役を決議から除外した結果、当該決議に参加した者だけでは取締役会決議の定足数を満たさない、といった不都合も生じ得ます。**

２．対応策

このように、保守的に運用すると取締役会決議自体が困難となる場合があることから、実務上、①特別利害関係人に該当する可能性のある取締役を参加させて行う決議と、②当該取締役を除外して行う決議の２度の決議を行うことがあります。

具体的には、①まずは保守的に特別利害関係の範囲を広く解し、該当するおそれのある取締役を除外した状態で取締役会決議を行った上で、②次に特別利害関係の範囲をより限定的に解釈し、同じ議案について当該取締役を参加させた上で取締役会決議を行うこととなります。

同じ議題について２度審議することとなり、また、１回目の審議が２回目の審議内容に影響を及ぼすおそれもありますが、法令遵守と実務上の要請のバランスから、かかる方法をとる場合もあります。

３．ご相談のケースについて

ご相談のケースは、明確にＡ・Ｂが「特別利害関係を有する取締役」に該当するケースではないものの、ＡはＹ社代表取締役を兼務していること、ＢはＹ社取締役会に事実上大きな影響力を有する専務取締役を兼務していることから、明確に特別利害関係がないとまでは言い切れないケースと考えられます。

Ａ・Ｂともに特別利害関係人に該当するおそれがある一方、両者を除外するとＸ社取締役会の定足数を満たさないとのことですので、**本件資本業務提携契約について、まずはＡ・Ｂを除外した取締役会決議を開催し、次にＡ・Ｂを参加させた上で同じ議題について決議することが考えられます。**

これにより、仮に事後的にＡ・Ｂが特別利害関係人に該当すると判断されても、１回目の決議で対応することが可能となります。



● 取締役　利益相反取引―親子会社間の取引と利益相反取引

【質問】

当社Ｘ社は親会社Ｙ社の１００％子会社であり、Ｘ社・Ｙ社間で役員も兼務しています。
このたび、当社の保有する社債等をＹ社に対して現物配当することを検討しています。
現物配当に当たり、株主総会特別決議等、必要な手続は全て履践するとともに、配当規制も遵守しますが、そもそもこのような親子会社間での現物配当が利益相反取引に該当しないでしょうか？

【回答】

完全親子会社間での取引ですので、相互に利益の対立が生じる場面とはいえず、原則として利益相反取引には該当しません。ただし、当該現物配当により、Ｘ社債権者を不当に害することがないよう留意する必要があります。

【解説】

１．利益相反取引とは

「利益相反取引」とは、取締役がその忠実義務に違反して会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る取引をいいます。会社法上は、会社法３５６条１項２号及び３号の取引を総称して「利益相反取引」として規定しています。

なお、同様の趣旨に基づき、利益相反取引とは別に、取締役が自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとするときはあらかじめ株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会。会社法３６５条１項）の承認を必要とする、競業避止義務が規定されています（会社法３５６条１項１号）。

利益相反取引のうち、会社法３５６条１項２号に規定する取引は、取締役が自己又は第三者のために会社と行う取引（直接取引）であり、会社法３５６条１項３号に規定する取引は、会社が取締役以外の者との間で行う、会社と取締役の利害が相反する取引（間接取引）をいいます。

２．親子会社間の取引と利益相反取引

利益相反取引について株主総会（又は取締役会）の承認が必要とされた趣旨は、取締役がその忠実義務に違反して会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ることを防止することにありますが、完全親子会社関係がある場合は、親子間で利益衝突がないことから、株主総会（又は取締役会）の承認は不要と解されています（大阪地裁昭和５８年５月１１日判タ５０２号）。

これに対して、親子関係はあるものの、完全親子会社の関係にはなく、親会社以外に他の少数株主がいる場合には、当該少数株主との利益衝突があり得ることから、利益相反取引に抵触する可能性があると解されています。

なお、完全親子会社関係にあったとしても、破綻の危機に瀕している完全子会社に対して親会社の資産を移転する場合には、親会社株主保護の観点から利益相反取引規制を及ぼすべきであるとする見解もあることに注意が必要です。

３．会社債権者の保護

前述のとおり、利益相反取引規制はあくまでも株主の利益保護に着目した概念であり、たとえ承認を得たとしても取締役の善管注意義務・忠実義務違反が免責されるものではありません。

そのため、完全親子会社間での取引であり利益相反取引に抵触しない場合や、株主総会（又は取締役会）の承認を得ていた場合であっても、子会社債権者の保護は別途検討する必要があります。

したがって、問題となっている取引が会社法上の利益相反取引に該当しない（又は承認を得ている）場合であっても、当該取引が不当に会社債権者を害するものとして詐害行為取消（民法４２４条１項）の対象となったり、取締役の忠実義務・善管注意義務違反となったりしないよう、留意する必要があります。

４．ご相談のケースについて

Ｘ社はＹ社の１００％子会社であり、完全親子会社間での現物配当ですので、基本的には利益相反取引に抵触しないものと思われます。

ただし、利益相反取引規制とは別に、会社債権者の保護も考慮する必要があるため、当該現物配当によってＸ社資産を不当に流出させ、Ｘ社債権者を害するものとならないよう留意する必要があります。

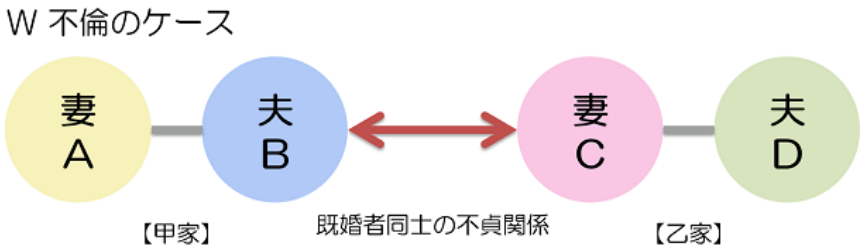
3．Column②：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！⑥

今回は、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい！」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

● 争点⑤　W不倫

✓ W不倫とは？

不倫とは、既婚者と第三者が不貞関係を持つことをいいます。そして、中には、既婚者同士が配偶者以外と不貞関係を持ってしまうこともあります。本稿では、不貞関係に及んだ２人がどちらも既婚者である場合を「W不倫」と呼ぶこととします。



W不倫となった場合、独身の第三者と不貞行為に及んだ場合の不倫とは異なる特徴があります。

本稿では、W不倫となった場合の留意点についてご説明します。

✓ 慰謝料請求権者は誰か

W不倫の場合、例えば妻Ａは、Ｂ・Ｃとの関係では被害者ですが、Ｄからすれば、Ｂの妻であり、甲家を一体としてみればＢと同じ側に属する者ということになります。

このようなW不倫の場合、 Ａだけでなくｄも慰謝料請求権者ということになります。但し、ＡはＢとＣに対して慰謝料が請求できる一方、ＤはＢとＣに対して慰謝料が請求できることになります。

このように、W不倫の場合には、慰謝料請求権者（被害者）が１名にとどまらず、２名発生することになる上、被害者が他方の被害者との関係では、加害者と一体のように見える立場にあるという特徴があります。

● 慰謝料請求のパターン

このようなW不倫の特徴を踏まえた上で、慰謝料請求をする場合には以下の３つのパターンが考えられます。以下では、Ａが慰謝料請求をする場合を念頭に置いて整理しています。

1. Ｂと離婚した上で、ＢとＣの２名に慰謝料を請求する

ＡがＢと離婚した上で、ＢとＣの２名に慰謝料を請求することは、ＢとＣに共同不法行為責任が成立することから可能です（民法７１９条）。そして、ＡはＢと離婚していることから、もはやＢとは甲家として一体ともみられないことから、ＤがＢに対して不貞行為に対する慰謝料請求をしてきたとしても、関係がないといえます。

2. Ｂと離婚した上で、Ｃ１名にだけ慰謝料を請求する

ＡがＢと離婚した上で、Ｃ１名にだけ慰謝料を請求することは可能です。

但し、ＡはＢと離婚していることから、もはやＢとは身分上も家計上も一体ではない以上、Ｂに対して慰謝料請求を除外する理由は通常は考えにくいといえます。

このように、Ｂに対する慰謝料のみを除外した場合には、Ｂとの離婚時の財産関係の精算の際に考慮したのかどうか、またかかる事情がＣに対する慰謝料の金額にも考慮されるかどうかが問題となり得ます。

3. Ｂと離婚せずに、Ｃ１名にだけ慰謝料を請求する

ＡがＢと離婚せずに、Ｃ１名にだけ慰謝料を請求することも考えられます。

ＡがＢとの離婚を希望しないものの、不貞行為によって強い精神的苦痛を受けた場合には、不貞相手であるＣに対してだけ慰謝料を請求するということはもっともと言えます。但し、この選択をした場合、Ｃの夫であるＤも、Ｂによる不貞行為の被害者であるため、Ｂに対して慰謝料を請求してくることが考えられます。

ＤがＢに対して慰謝料を請求してきた場合、直接的にはＢだけが慰謝料支払義務を負うことになるとはいえ、ＡとＢは離婚していない以上、甲家としては家計が共通しているために、間接的にＡが経済的負担を負うことになります。

このように、ＡがＣに対して慰謝料請求をする一方、ＤもＢに対して慰謝料請求をすることになれば、結果として甲家と乙家の間で慰謝料が移動するだけであり、実益は乏しいことになる可能性があります。

なお、ＢとＣのいずれが主導して不貞行為に及んだのかによっても慰謝料額が左右されるため、甲家と乙家の負担が全く同じとはならないこともあり得ます。

✓ 慰謝料請求はすべきなのか？

このように、W不倫における慰謝料請求のパターンを分析すれば、慰謝料請求をすべきかどうかについては、以下のように整理できます。

✓ ＡがＢと離婚する場合

ＡがＢと離婚する決意が固まっているのであれば、Ｃに対して慰謝料を請求した結果、ＤがＢに対して慰謝料を請求したとしても、もはやＢとは家計も別になる以上、Ａにとっても何ら不利になることはありません。したがって、Ｂと離婚する前提であれば、ＡはＢとＣに対して慰謝料を請求すべきであるといえます。

✓ ＡがＢと離婚しない場合

ＡがＢと離婚せず、婚姻関係を修復する考えがある場合には、Ｃへの慰謝料請求は慎重に検討する必要があります。

ＡがＣに対して慰謝料を請求した結果、ＤがＢに対して慰謝料を請求してくれば、結局Ｂの負担が間接的にＡにも生じてくることになり、慰謝料を請求しても経済的なメリットは乏しいことになります。

また、ＤからＢに対する慰謝料請求を受けた結果、ＡとＢとの婚姻関係もギクシャクしてくる可能性があります。

したがって、ＡがＢと離婚しない場合には、Ｃに対して慰謝料請求をするかどうかは、経済的、精神的負担にかんがみて妥当といえるかどうかをよく検討するべきといえます。

● 弁護士への相談・依頼上の留意点

なお、W不倫の場合、**不貞相手に対する慰謝料請求をするためとはいえ、ご夫婦が一緒に当事務所へ相談にお越しになることはお控えください**。

不貞行為に及んだ他方配偶者が反省し、離婚せずにやり直すことにしたとしても、将来的には翻意し、やはり離婚することになるような場合には、ご夫婦の利益が相反することになります。

ご相談をご希望の際には、どちらかお一人でお越しいただくようお願いいたします。

その他にも様々な情報があります！詳しくは離婚サイトへ！

離婚問題サイト　▶　http://rikon.nagasesogo.com

4．Column③：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑥

● 下肢の後遺障害

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。今回は、後遺障害が「下肢」に残存した場合について解説します。

✓ 下肢とは？

下肢は人間の股関節以降、脚、足のことで、大腿骨、下腿（脛骨・腓骨）、足の足根骨、中足骨から形成されています。後遺障害の対象となってくるのは、交通事故によってこれらの骨を骨折したり、関節を脱臼したりして、治療を続けたものの骨に変形が残ったり、関節が元のようには曲がらなくなったり、あるいは切断されるなどして短くなったりした場合です。

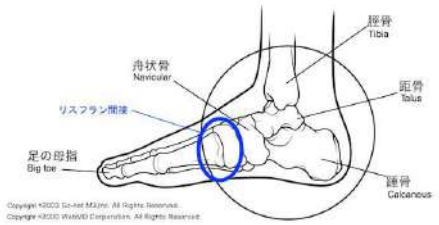
● 下肢の欠損障害

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
１級５号	両下肢をひざ関節以上で失ったもの（①～③） ① 股関節において、寛骨と大腿骨を離断したもの ② 股関節とひざ関節との間において下肢を切断したもの ③ ひざ関節において、大腿骨と脛骨及び腓骨とを離断したもの
２級４号	両下肢を足関節以上で失ったもの（①～②） ① ひざ関節と、足関節つまり足首の関節との間において下肢を切断したもの ② 足関節において、脛骨及び腓骨とを離断したもの
４級５号	１下肢をひざ関節以上で失ったもの（①～③） ① 股関節において、寛骨と大腿骨を離断したもの ② 股関節とひざ関節との間において下肢を切断したもの ③ ひざ関節において、大腿骨と脛骨及び腓骨とを離断したもの
４級７号	両足をリスフラン関節以上で失ったもの
５級５号	１下肢を足関節以上で失ったもの
７級８号	１足をリスフラン関節以上で失ったもの

✓ リスフラン関節とは？

踵とつま先の中間あたりにある関節のことです。また、両足をリスフラン関節以上で失った場合は、併合の扱いをするのではなく、組み合わせ等級として定められた４級を認定します。



● 下肢の偽関節・変形障害

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

偽関節（ぎかんせつ）とは、骨折部の治癒がおくれる、または止まってしまい、間接ではない部分が関節のように動いてしまう状態をいい、骨折の後に続発します。

等級	後遺障害
７級１０号	１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの（①～③のいずれか） ① 大腿骨の骨幹部または骨幹端部（以下「骨幹部等」）に癒合不全を残すもの ② 脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもの ③ 脛骨の骨幹部等に癒合不全を残すもの

等級	後遺障害
８級９号	１下肢に偽関節を残すもの（①～③のいずれか） ①　大腿骨の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ②　脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ③　腓骨の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの
１２級８号	長管骨に変形を残すもの（下記のいずれか） ①　大腿骨に変形を残すもの ②　脛骨に変形を残すもの（腓骨のみの変形でも、その程度が著しいものはこれに該当します） １　大腿骨又は脛骨の骨端部に癒合不全を残すもの、又は脛骨の骨端部等に癒合不全を残すもの ２　大腿骨又は脛骨の骨端部のほとんどを欠損したもの ３　大腿骨又は脛骨（いずれも骨端部を除く）の直径が 2/3 以下に減少したもの ４　大腿骨が外旋 45 度以上または内旋 30 度以上変形癒合しているもので、次のいずれにも該当することが確認されるもの Ａ：外旋変形癒合にあっては股関節の内旋が 0 度を超えて可動できないこと、内旋変形癒合にあっては股関節の外旋が 15 度を超えて可動できないこと Ｂ：Ｘ線写真等により、大腿骨骨幹部の骨折部に回旋変形癒合が明らかに認められること

● 上肢の短縮障害・過成長

短縮障害とは、下肢の一方の長さが短縮し、身体の左右のバランスに問題がおき、日常生活の動作に支障が生ずる後遺障害をいいます。また、過成長とは、骨折などの受傷によって成長が過剰に生じてしまい、反対側の下肢よりも長くなってしまうことをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
８級５号	１下肢を５ｃｍ以上短縮したもの
１０級８号	１下肢を３ｃｍ以上短縮したもの
１３級８号	１下肢を１ｃｍ以上短縮したもの

過成長の場合、短縮障害に準じて以下のとおり等級認定が行われます。

等級	後遺障害
８級相当	１下肢を５ｃｍ以上短縮したもの
１０級相当	１下肢を３ｃｍ以上短縮したもの
１３級相当	１下肢を１ｃｍ以上短縮したもの

● 上肢の醜状障害

醜状障害とは、外傷ややけどの痕などの傷あと、欠損障害などによって身体の組織にくぼみが残る（組織陥没）状態をいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
１４級５号	下肢の露出面に、手のひら大の大きさの痕を残すもの

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！
交通事故専門サイト　▶　http://jiko.nagasesogo.com



５．Notice：セミナーのご案内

当事務所は、リーガルサービスを、「**臨床法務（トラブルの解決）**」という面だけではなく、「**予防法務（トラブルの防止）**」、さらには「**戦略法務（事業戦略への活用）**」という面でも捉えています。
当事務所では、リーガルサービスを有効にご活用いただくべく、顧問先様をはじめとした各企業・事業主様に向けて、継続的にセミナーを開催しています。
現在、当事務所で開催を予定しているセミナーは、以下の一覧のとおりです。

対象	テーマ	牛久	水戸
社会保険労務士様	ハラスメント対策 ハラスメント類型別初動対応の実務	**平成２９年１２月１９日（火）** 午後５時～午後６時３０分	**平成２９年１２月２１日（木）** 午後５時～午後６時３０分
	長時間労働対策 長時間労働の法的リスク別対応の実務	**平成３０年　２月２３日（金）** 午後５時～午後６時３０分	**平成３０年　２月２７日（火）** 午後５時～午後６時３０分
接骨院整骨院様	交通事故患者への問診・説明方法		**平成２９年１２月　８日（金）** 午後１時～午後２時３０分
	知っておきたい弁護士の活用法		**平成３０年　２月　２日（金）** 午後１時～午後２時３０分
介護事業者様	介護保険制度改正における介護事業者の取り組み	**平成２９年１１月２４日（金）** 午後１時～午後３時	
運送会社様	問題社員対策	**平成２９年１１月２２日（水）** 午後５時～午後６時３０分	**平成２９年１１月２９日（水）** 午後５時～午後６時３０分

ご興味のあるセミナーがございましたら、ぜひご参加をご検討いただけますと幸いです。
なお、顧問先様は、セミナーのご参加は無料となりますので、社員研修等の一環として、ぜひご活用をご検討ください。

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

ご質問・ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

☐　今回の記事について相談したい
☐　開催セミナーについて相談したい
☐　法律問題・顧問契約について相談したい

【お問い合わせ先】弁護士法人　長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒３００−１２３４
茨城県牛久市中央５−２０−１１
牛久駅前ビル５０１
TEL　０２９−８７５−８１８０
FAX　０５０−３７３０−００６０



［日立支所］

〒３１７−００７３
茨城県日立市幸町１−４−１
日立駅前ビル４階
TEL　０２９４−３３−７４９４



［水戸支所］

〒３１０−０８０３
茨城県水戸市城南１−４−７
第５プリンスビル７階
TEL　０２９−２９１−４１１１



すべてのクライアントの「再生」のために

総 合 サ イ ト：http://nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト：http://rikon.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相 続 サ イ ト：http://souzoku.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com